

## 社外取締役の独立性判断基準

制定 2015年10月21日

改正適用 2023年 7月 4日

- 1 日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）は、次の各号に定める事項のいずれにも該当しない社外取締役を独立社外取締役とする。
  - (1) その直近3事業年度のいずれかにおいて、当社との取引による売上高が年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行取締役、執行役もしくは使用人その他これらに類する者（以下「業務執行者」という。）
  - (2) 当社の直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結保険料等収入の2%を超える保険取引を有する取引先またはその業務執行者
  - (3) その直近3事業年度のいずれかにおいて、当社から役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家またはその業務執行者
  - (4) その直近3事業年度において平均して、当社から年間1000万円以上の寄付を受けている者またはその業務執行者
  - (5) 当社の直近3事業年度のいずれかにおける、当社の会計監査人またはその社員等
  - (6) 直近3年間に、前五号に定める業務執行者または社員等のいずれかに該当したことがある者
  - (7) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者（業務執行者のうち使用人については、重要な使用人に限る。）の配偶者または二親等内の親族
    - イ 前六号に定める事項のいずれかに該当する者
    - ロ 当社の実質子会社の業務執行者
    - ハ 直近3年間に前ロまたは当社の業務執行者に該当していた者
  - (8) その他前七号に定める事項以外の事情により一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがある者
- 2 前項第一号ないし第七号に定める事項のいずれかに該当する場合でも、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断することができる特別の事情が認められる社外取締役については、独立社外取締役とする。

## 附 則

- 1 この規程は、2023年7月4日の総代会終了後から適用する。